

# □大野区費負担要綱

□大野区

## (目的)

第1条 □大野区規約（以下「規約」という。）第4条の目的を果たすため、規約第9条に規定する区費について、□大野区費負担要綱（以下「要綱」という。）を定める。

## (審査会の設置)

第2条 □大野区長（以下「区長」という。）は区費負担を定めるに当たって、次のとおり□大野区費審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事務局を□大野区事務所内に置く。

- (1) 審査会は区長、各町内会長、審議員（各町内1名）、有識者若干名の16名以内の委員で構成し、委員任期は2年とし再任は妨げない。
- (2) 審査会に委員長1名、副委員長1名、事務局長1名を置き、委員長は区長、副委員長は有識者から1名を互選する。なお、事務局長は副区長とする。
- (3) 委員長は会務を総理し議長を務める。委員長事故あるときは副委員長がその職務を代理する。また、審査会の庶務は事務局長が掌理し事務局員は区事務員とする。
- (4) 審査会は委員の2/3以上の出席を必要とし、決議は出席委員の2/3以上の賛成を必要とする。
- (5) 審査会は、毎年2月と4月に定例開催するほか、委員長が必要に応じて開催することができるものとする。
- (6) 審査会委員には、区が定めた日額報酬を支払うものとする。

## (審査会の業務)

第3条 審査会は次の業務を担当する。

- (1) 区費等の審査、決定に関すること。（減免審査を含む。）
- (2) 要綱に定める事項の審議を行うこと。
- (3) その他、審査会が必要と認めたことを審議すること。

## (負担対象者)

第4条 区費等の負担対象者は次のとおりとする。

- (1) □大野区内（以下「区内」という。）に居住している全世帯（区民）。ただし親子関係にある者が隣接地等で生計を共にする場合は、毎年、同一世帯申請（様式第1号）を審査会に申請し、認定された場合は1世帯とみなす。

- (2) 区内に店舗・事業所等を有する法人（準区民）。
- (3) 区内に店舗・事業所等を有する第4条第1号以外の個人（準区民）。
- (4) 区内のアパート等の居住世帯は家主が負担する（準区民）。ただし、公営住宅等は世帯毎とする（区民）。
- (5) 区内に空き家等を所有する区外居住者（準区民）。
- (6) ふるさと応援区費の寄付意思のある個人及び法人等（区民・準区民）。

#### （区費負担額）

第5条 区費負担額は、別紙1に定めるものとする。

#### （負担基準日・再計算）

第6条 区費負担基準日は、毎年3月31日とする。ただし、転入及び転出世帯の区費負担額は、当該年度における転入転出月の月単位で再計算した額とする。

- 2 再計算は、当該年度における転入月を区費負担発生日、転出月を区費負担除外月とする。なお、この計算によって得た区費負担額の単位は100円止とし、100円に満たない額は切り捨てするものとする。

#### （納める方法・納期）

第7条 区費納期は口座振替または現金にて6月の一括納付を原則とする。ただし、本人からの申し出により最大4期の分割（6月、8月、10月、12月）納付ができるものとする。

- 2 第6条の転入転出により区費負担額が確定した世帯の区費納付期限は、転入月の翌々月を納付期限とする。ただし当該年度の2月以降の転入による納付期限は、現金にて同年4月末日とする。

#### （減免）

第8条 特別な理由がある負担対象者は、本人からの申請により審査会に諮って区費を減免することができる。

- 2 区費の減免基準は、別紙2に定めるものとする。
- 3 前項の基準以外の特別な減免理由がある場合は、本人からの申請を審査会に諮り委員長が減免を決定することができる。

#### （減免申請・決定通知）

第9条 減免申請を行う負担対象者は、毎年、区費減免申請書（様式第2号）に必要な事項を記入し、世帯の合計収入額のわかる資料等を添えて、審査会に申請するものとする。

- 2 減免申請書の提出期間は、毎年3月1日から3月31日までの執務時間中に区事務所へ提出するものとする。なお、提出期限後の受付は原則行わない。
- 3 審査会は、減免申請書の提出に基づき審査を行い、その結果を様式第3号にて申請者に通知するものとする。

(異議申し立て)

- 第10条 区費負担者は、審査会の区費決定に対して様式第4号により、区費決定通知を受けてから10日以内に審査会に異議申し立てができるものとする。
- 2 前項においての異議申し立ての提出があった場合は、委員長は審査会にて審議し異議申し立てのあった区費負担者に対し、様式第5号により回答するものとする。

(区費未納者)

- 第11条 区費の未納者に対して、当該年度の2月1日以降に督促状を送付するとともに町内会長および審議員等の区役員が中心となり集金にあたるものとする。
- 2 区費の未納者が区所有施設や区助成等を利用しようとする場合、区長は利用制限を行うことができるものとする。

(要綱の変更)

- 第12条 要綱を変更する必要がある場合は審査会で審議決定し、その結果を町内会長会議並びに審議会に諮り承認を受けなければならない。

(守秘義務)

- 第13条 審査会は、取得した個人情報を区費査定の目的で利用し、区費決定に関し職務上知りえた秘密を審査会以外にて口外してはならない。
- 2 前項における守秘義務を順守できない委員は、委員長が審査会にて報告のうえ解任することができる。
  - 3 委員長は、細心の注意を払って秘密情報を区事務所にて管理し、申請当該年度から5年を経過した減免申請書添付資料等は、公的施設において焼却処分しなければならない。

(その他)

- 第14条 その他、この要綱の施行に関して必要な事項は、区長がこれを定める。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行し令和4年度区費から適用する。
- 2 前項の施行日における委員任期は、要綱第2条第1号の規定に関わらず令和4年

3月31日までとする。

- 3 審査会は令和5年度から3年毎に口大野区収支状況を検証し、必要に応じて要綱の改正を行うものとする。
- 4 前項の規定に関わらず令和5年度の区費は、令和4年度1月末までに口大野区収支状況を検証し、必要性に応じて要綱の改正を行うものとする。
- 5 前項の規定は、令和5年3月31日に効力を失うものとする。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙1 区費負担額（第5条関係）

□大野区費負担要綱第5条に定める区費負担額は、次のとおりとする。

第4条 区分	区費負 担額(円)	区費の内訳		備 考
		項 目	額(円)	
第1号	18,000	固定分	6,000	第4条第1号の世帯（区民）。
		変動分	12,000	
第2号	30,000	固定分	15,000	第4条第2号に記載する法人（準区民）。
		変動分	15,000	
第3号	15,000		15,000	第4条第3号に記載する個人（準区民）。
第4号	24,000		24,000	第4条第4号に記載する家主。ただし1棟当り6世帯を標準世帯数とし、入居世帯数に関わらず、建物世帯数の増減1世帯毎に4,000円を加除する（準区民）。なお公営住宅等の世帯は年6,000円とする（区民）。
第5号	3,000		3,000	区内に空き家等を所有する区外居住者（準区民）。
第6号	5,000 以上	1口当り	5,000	第4条の各号に掲げる対象者および非対象者から、ふるさと応援区費の寄付申出があった場合は、1口5,000円で任意口数を申し受けるものとする（区民・準区民）。

別紙2 区費の減免基準（第8条関係）

口大野区費負担要綱第8条に定める区費の減免は、別紙1 区費負担額（第5条関係）の変動分のみに適用するものとし、次の減免判定式をもって減免可否を判定する。

なお、減免率は前年の全世帯員の総収入額の範囲で4段階とする。また、同一世帯内の家族が増える毎に総収入の額に一人当たり60万円を加算し、総収入額の範囲の拡大を図るが、基準日における16歳未満の家族は減免対象人数に加算しないものとする。

(1) 減免判定式

$$60 \text{ 万円} \times (N-1) + 160 \text{ 万円} \geq \text{全世帯員の総収入額}$$

\*Nは16歳以上の家族数。

\*全世帯員の総収入額が判定式に基づき算出した額以下の場合、減免に該当。

(2) 減免率の範囲

①N人世帯の場合

変動分の減免率	減免後の区費額	全世帯員の総収入額の範囲
1/4 (25%)	15,000 円	60 万円×(N-1) + 1,300,001 円から 60 万円×(N-1) + 1,600,000 円まで
1/2 (50%)	12,000 円	60 万円×(N-1) + 1,050,001 円から 60 万円×(N-1) + 1,300,000 円まで
3/4 (75%)	9,000 円	60 万円×(N-1) + 800,001 円から 60 万円×(N-1) + 1,050,000 円まで
4/4 (100%)	6,000 円	60 万円×(N-1) + 800,000 円以下

②第4条第2号の法人等

変動分の減免率	区費（年間）	総収入額の範囲
100%	15,000 円	第4条第1号の区費を負担する世帯が所有または代表を務める第4条第2号に該当する法人

令和 年 月 日

〇大野区費審査会委員長 様

住 所 大宮町〇大野 番地  
申請者名 \_\_\_\_\_ (印)  
(電話 \_\_\_\_\_ )

同 一 世 帯 申 請 書

〇大野区費負担要綱第4条第1号の規定に基づき、申請者と下記の者は同一世帯であることを申請します。

記

\*該当関係箇所を〇で囲むほか下線部にご記入ください。

1、世帯主情報（申請者）

町内会名等（昭和・高砂・明治・万歳・剣鉾）町内 第（\_\_\_\_\_）組

2、別棟同一世帯情報（親子関係者）

(1)申請者と同一世帯者名 同一世帯者名（\_\_\_\_\_、親・子）

(2)(1)の同居者名（\_\_\_\_\_）（\_\_\_\_\_）（\_\_\_\_\_）（\_\_\_\_\_）（\_\_\_\_\_）

(3)申請理由 \*下記該当理由の番号を〇で囲ってください。

1 申請者と親子関係にあり、同一敷地内（隣接地）で生計を一にして暮らしている。

2 別姓であるが申請者と親子関係にあり、同一敷地内（隣接地）で生計を一にして暮らしている。

3 その他（特別理由）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※以下は記入しないでください。

同一世帯審査結果回答

令和 年 月 日

〇大野区費審査会委員長

- 1 同一世帯を認定する。  
2 同一世帯を認定しない。  
理由：

口大野区費審査会委員長 様

住所 大宮町口大野 番地  
（ 町内第 隣組）  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
（電話 \_\_\_\_\_）

### 区 費 減 免 申 請 書

令和\_\_\_\_\_年度の口大野区費について、関係書類を添えて減免申請します。  
記

#### 1 基準減免

氏名	生年月日	続柄	総収入額（円）	備考
1	TSH . .	本人		
2	TSH . .			
3	TSH . .			
4	TSH . .			
5	TSH . .			
6	TSH . .			

\*全世帯員（家族）を記載。16歳未満の方の記載は必要ありません。

\*それぞれの方の前年の総収入額がわかる書類（年金や給与の源泉徴収票、確定申告や住民税申告の写し）を添付願います。なお、総収入額は経費や控除を行った所得金額ではありませんので、ご注意願います。

#### 2 その他（特別な理由を記載）

---

---

---

---

（注意）この申請書および添付資料は、区費査定だけの目的に利用するもので、区事務所にて保管し5年間の保存期間後は焼却処分します。

令和 年 月 日

□大野区費減免申請者  
\_\_\_\_\_様

□大野区費審査会  
委員長

令和 年度区費減免審査結果通知書

貴殿から申請のあった□大野区費減免申請について、当審査会での審査を行った結果、下記のとおりと決定したので通知します。

記

1 審査結果等

(1) 減免を決定する。

(区費額)

令和 年度区費を / 減免とし区費年額を 円とする。

(理由)

□大野区費負担要綱第8条第2項における減免基準表により、申請者世帯の総収入額が減免基準額内にあるため。

(2) 減免を認めない。

□大野区費負担要綱第8条における減免基準表により、申請者世帯における総収入額が減免基準額を超過するため。

(3) その他

様式第4号（第10条第1項関係）

令和 年 月 日

□大野区費審査会委員長 様

異議申立者

住所 大宮町□大野 番地  
（ 町内第 隣組）

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
（電話 \_\_\_\_\_）

### □大野区費決定異議申立書

令和\_\_\_\_\_年度□大野区費の決定に対し、□大野区費負担要綱第10条第1項の規定に基づき、下記理由にて異議申し立てを行います。

記

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

様式第5号（第10条第2項関係）

□大野区費決定異議申立審査結果回答書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

□大野区費審査会  
委員長

令和\_\_年度□大野区費の決定に対し申し立てのあった件について、□大野区費負担要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

---

---

---

---

---

---

---

---

---